

'14.10.改定



2014年10月1日以降保険始期用

働く人を応援する自動車保険

ON/OFF

団体扱・集団扱

一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険



仕事時間と自由時間を両方楽しみたい人のための自動車保険

働く人を応援する自動車保険

ON/OFF

「ON/OFF」は、働くあなたとオフタイムをサポートする自動車保険です。

安心の補償

安心の基本補償に所得補償・代車費用補償をセットし、自動車事故のリスクからあなたとご家族をお守りします。

楽しい特典

宿泊施設やレジャー施設などを会員料金でご利用いただける、お得なサービスがいっぱい。あなたとご家族の楽しい余暇をサポートします。[ON/OFFサービス](#)

お得な保険料

団体扱・集団扱なので一般契約に比べ保険料が約5%お安くご契約いただけます。

— 充実したオフタイムをご提供 — ON/OFF サービス

ご契約のお客さまは、次のメニューを会員料金でご利用いただけます。



国内のホテル・旅館などの宿泊施設

遊園地などのレジャーランド

海外のホテルなどの宿泊施設

ゴルフ場・スポーツクラブなどのスポーツ施設

その他、お得なグルメ・ショッピング情報もご提供いたします。

(注1) 「ON/OFFサービス」は弊社提携会社が提供するサービスです。詳しくは「[ON/OFFセット]付き自動車保険専用サービス」のチラシをご覧ください。

(注2) 本サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

「ON/OFF」は、次の補償をセットしたご契約です。

ON/OFF

● 対人賠償責任保険

● 対物賠償責任保険

● 搭乗者傷害保険

● 休業お見舞い(所得補償特約)

● 対物事故時の代車費用5日間特約(注)

(注)車両保険をセットされたご契約で、用途車種が自家用8車種(※1)の場合、「代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)」でも「ON/OFF」になります。

一般用総合自動車保険(FAI)・家庭用総合自動車保険(FAP_{NEO})のいずれでもご契約いただけます。お客さまのカーライフに合わせてお選びください。

対象 ● ノンフリート契約 ● 記名被保険者(※2):個人 ● 用途車種:自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車(FAIのみ)・個人タクシー(FAIのみ)

【相手方への賠償に関する補償】

対人賠償責任保険

ご契約のお車の事故により、他人(歩行者や自動車に乗車中の方など)を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、自

▶ 対人臨時費用保険金

対人事故の被害者の方が死亡または3日以上入院された場合に、臨時に必要なとする費用(お見舞いの花代や菓子折代など)をお支払いします。

	死亡	入院20日以上	入院3日以上20日未満
FAI	被害者1名につき15万円	被害者1名につき3万円	
FAP _{NEO}	被害者1名につき15万円	被害者1名につき5万円	被害者1名につき3万円

賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して保険金額(※3)を限度に保険金をお支払いします。保険金額は「**無制限**」をおすすめします。

▶ 対人賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害者の年齢(性別)	被害者の職業	被害の態様
5億2,853万円	横浜	41歳(男性)	開業医	死亡
3億9,725万円	横浜	21歳(男性)	大学生	後遺障害
3億9,510万円	名古屋	20歳(男性)	大学生	後遺障害

対物賠償責任保険

ご契約のお車の事故により、他人の財物(車や建物など)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金額

を限度に保険金をお支払いします。保険金額は「**無制限**」をおすすめします。

▶ 対物賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害物
1億3,580万円	東京	店舗
1億2,037万円	福岡	電車・家屋など
1億1,798万円	大阪	トレーラー



対人・対物賠償事故の場合、保険の補償を受けられる方と相手方の同意が得られれば、弊社が相手方との示談交渉をお引受けし、事故解決のためのお手伝いをします。ただし、法律上の損害賠償責任が発生しない場合(お客さまに過失がない事故等)などには、弊社は相手方との示談交渉はできません。

(※1)自家用8車種…自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車(普通(最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下)・小型・軽四輪)、特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。
 (※2)記名被保険者…ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
 (※3)保険金額…保険のご契約金額をいいます。
 (※4)就業不能…業務能力の減少または減少により平常の業務に従事することができず、医師の治療を要している状態をいいます。
 (※5)個人被保険者…記名被保険者が法人の場合、記名被保険者とは別に「個人被保険者」を設定することができます。
 (※6)未婚…これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 (※7)保有者…自動車損害賠償保障法第2条第3項の保有者(ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を借りている方など、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方)をいいます。
 (※8)運転者…自動車損害賠償保障法第2条第4項の運転者(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など、他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方)をいいます。

【ご自身や同乗者への補償】

搭乗者傷害保険

ご契約のお車に乗車中の方が、自動車事故により死傷された場合、または後遺障害を被られた場合に保険金をお支払いします。

医療保険金

「日数払」または「一時金払」から、お選びいただけます。

●日数払

治療を目的として入院または通院した日数(注)に対して、入院日数1日につき入院保険金日額、通院日数1日につき60日を限度に通院保険金日額を医療保険金としてお支払いします。
(注)事故発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いできません。

●一時金払

事故発生の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として入院または通院した場合に、次の額を医療保険金としてお支払いします。

入院または通院の合計日数が4日以内の場合：治療給付金として一律1万円。

入院または通院の合計日数が5日以上の場合：入通院給付金としてケガの内容に応じた下表の金額。

▶搭乗者傷害保険の医療保険金支払額基準表

①	以下の②～④以外	10万円
②	ア. 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 イ. 上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	30万円
③	ア. 上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の欠損・切断 イ. 眼球の内出血・血腫・破裂	50万円
④	ア. 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 イ. 頭蓋内血腫(頭蓋内出血を含みます。) ウ. 頸髄損傷 エ. 脊髄損傷 オ. 胸腹部臓器等の破裂・損傷	100万円

搭乗者傷害の医療保険金(一時金払)の2倍払特約

「一時金払」の医療保険金を2倍にしてお支払いする特約です。さらに充実した補償をご提供いたします。

死亡保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、1名保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害を被られた場合に、1名保険金額の4%～100%を後遺障害の程度に応じてお支払いします。また、約款に定める重度後遺障害を被られ、かつ、介護の必要が認められた場合には後遺障害保険金に加えて、「重度後遺障害特別保険金」として1名保険金額の10%(100万円限度)、「重度後遺障害介護費用保険金」として後遺障害支払保険金の50%(500万円限度)をお支払いします。

(注)死亡保険金と後遺障害保険金については重複してお支払いする場合でも、お支払いする保険金の総額は1名保険金額を限度とします。

自損事故保険

ご契約のお車の事故により、保険の補償を受けられる方が死傷された場合

または後遺障害を被られた場合で、自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生しないときに保険金をお支払いします。

(注1)FAI契約の対人賠償責任保険に自動セットされます。

(注2)人身傷害特約をセットされた場合は、この保険による保険金のお支払いはありません。

●死亡保険金：死亡された場合に、1名あたり1,500万円をお支払いします。

●後遺障害保険金：約款に定める後遺障害を被られた場合に、後遺障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。

●介護費用保険金：約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、後遺障害保険金に加えて200万円をお支払いします。

●医療保険金：事故で傷害を被った場合、治療を目的として入院または通院した場合に治療日数1日につき、入院の場合は6,000円、通院の場合は4,000円をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険の補償を受けられる方1名ごとに100万円を限度とします。

無保険車傷害保険(特約)

自動車事故により死亡された場合、または後遺障害を被られた場合で、事故の相手方が不明または十分な保険を契約していなかったために賠償を受けられなかったときに保険金をお支払いします。

(注)対人賠償責任保険に自動セットされます。

【安心の補償】

休業お見舞い(所得補償特約)

ご契約のお車に乗車中の自動車事故により保険の補償を受けられる方(注)が傷害を被り、その直接の結果として死亡または一定期間以上就業不能(※4)になった場合に保険金をお支払いします。

●休業保険金：死亡または1か月以上就業不能となった場合、就業不能期間1か月あたり5万円(12か月限度/事故発生の日からその日を含めて12か月以内に死亡の場合は就業不能期間を12か月とみなします。)

●臨時費用保険金：就業不能期間が15日以上となった場合、または死亡の場合5万円。

(注)契約時に有職者(アルバイト・パートタイマーを含みます。)であることが条件です。なお、契約時にご指定いただければ記名被保険者に代えて、他の方(1名/契約時に有職者であることが条件です。)を補償対象者とすることもできます。

対物事故時の代車費用5日間特約

対物事故を起こした際、その事故により損害を受けたご契約のお車を

修理している期間または買い替えまでの期間にレンタカーなどの代車を利用される場合の費用として日額5,000円(5日間限度)を保険金としてお支払いします。自家用8車種で車両保険がセットされたご契約ではご希望により右記の特約もお選びいただけます。

代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)

自動車事故により損害を受けたご契約のお車を修理している期間または買い替えまでの期間にレンタカーなどの代車を利用された場合の費用をお支払いします(30日限度)。ただし、1日につき、ご契約で定めた支払限度日額を限度とします。

●支払限度日額は、5,000円・7,000円・10,000円・15,000円からお選びいただけます。

(注)車両保険の支払対象となる事故であれば、車両保険金の請求の有無にかかわらず代車費用のみの請求が可能です。

【選べる補償】

車両保険

ご契約のお車が衝突や接触などにより、損害を受けられた場合に保険金をお支払いします。(注1)
車両保険は次の2つのタイプからお選びいただけます。

- 一般車両保険 さまざまな事故や災害を対象としたタイプ。
- エコノミーA(注2) 補償範囲を限定して保険料をお安くしたタイプ。

補償範囲表

事故例											
ご契約タイプ	車以外の物との衝突・接触	あて逃げ	転覆・墜落	車庫入れミス	車と車の衝突・接触(注3)	火災・爆発	盗難(注4)	台風・洪水・高潮	騒擾(じょう)・労働争議の暴力・破壊行為	飛来中・落下中の他物との衝突	落書・いたずら・窓ガラス破損
一般車両保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エコノミーA	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○

- (注1) お車の欠陥、自然消耗、故障などによるご契約のお車の損害やタイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。)については、保険金をお支払いできません。
 (注2) 「エコノミーA」とは、「車両危険限定特約(エコノミーA)」をセットした車両保険をいいます。ご契約のお車が「二輪自動車」または「原動機付自転車」の場合はセットできません。
 (注3) 「エコノミーA」では、相手自動車および運転者(所有者)が確認できる場合に限り保険金をお支払いします。相手自動車とは、その所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。
 (注4) ご契約のお車が「二輪自動車」および「原動機付自転車」の場合、盗難によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

人身傷害保険(特約)

保険の補償を受けられる方が自動車事故により死傷された場合や後遺障害を

被られた場合に、過失割合にかかわらず保険金額を限度に、弊社が定めた「人身傷害条項(特約)損害額算定基準」(相手方の賠償責任保険とは算出方法が異なります。)に基づいて算出した保険金をお支払いします。ただし、無保険車傷害保険(特約)から保険金が支払われる場合を除きます。

- (注1) 相手方からの賠償金や労働者災害補償制度による給付等、損害を補償するために支払われる額については、原則としてその額を差し引いて保険金をお支払いします。
 (注2) 保険金額を上回る損害部分および弊社の算定基準を超える損害部分については、お客さまご自身による相手方への請求が可能です。

人身傷害保険(特約)の補償対象となる方

- ① 記名被保険者または個人被保険者(※5)
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の未婚(※6)の子
- ⑤ ①～④以外でご契約のお車に乗車中の方

記名被保険者が個人の場合、または個人被保険者を設定した場合、上記①～④に該当する方は歩行中などの自動車事故についても補償の対象となります。また、FAPneoなら自動車事故ばかりでなく、その他の交通事故および建物火災により被った損害まで補償されます。

(注) 上記①～⑤に該当する方以外にも、ご契約のお車の保有者(※7)・運転者(※8)も補償の対象となります。ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合で自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。

お客さまの過失割合部分も補償します。

①たとえば 過失割合 70(お客さま) : 30(相手方)の場合、お客さまの治療費などは…

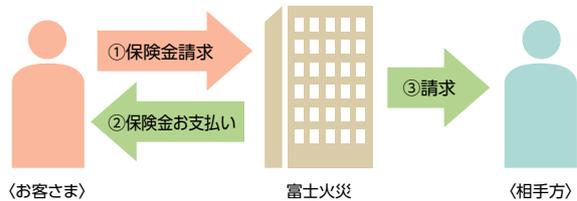
人身傷害保険(特約)がついていないと…

お客さまの過失(70%)自己負担
相手方の過失(30%)

人身傷害保険(特約)がついていると…

富士火災がまとめて補償

相手方との面倒な交渉は不要です。
富士火災がまとめて補償します。



人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約

人身傷害保険(特約)の補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定する特約です。2台目以降のご契約におすすめします。

- (注1) ご契約のお車の保有者・運転者はご契約のお車に乗車中の事故のみに限定されません。ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故にあわれた場合で自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。
 (注2) 記名被保険者が法人の場合には自動セットされます。ただし、個人被保険者を設定した場合には、この特約をセットしない人身傷害もお選びいただけます。

事故のときこそ、あなたをサポート。



深夜・休日でも平日と同様の初期対応サービスをご提供いたします。

セイフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

24時間365日 富士火災の社員が常駐しています。

【初期対応サービス】

相手方への連絡・代車の手配・病院への手配 等

(注) 事故状況等によっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。



Web約款 ～地球に優しい選択～

Web約款の場合、インターネットを利用して弊社のウェブサイトからいつでも約款（ご契約のしおり）をご覧いただけます。ご契約時にWeb約款をご選択いただきますと、紙の消費節減により環境保護に貢献できます。さらに、Web約款をご選択いただいた件数に応じ、一定額を弊社より環境保護団体へ寄付させていただきます。

※Web約款をご選択いただいた場合、冊子での「ご契約のしおり」の送付は省略させていただきます。弊社ウェブサイトよりWeb約款をご覧ください。

<http://www.fujikasai.co.jp/>

電話番号はおかけ間違えのないように

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災
**お客さまセンター
自動車保険専用窓口**

0120-228-303

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日：午前9:00～午後6:00※
●土日祝：午前9:00～午後5:00※
※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災
**セイフティ24
コンタクトセンター**

0120-220-557

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災
お客さまの声室

0120-246-145

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日：午前9:00～午後7:00※
※年末年始を除きます。

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター

0570-022-808

※PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平日：午前9:15～午後5:00※
※12月30日～1月4日を除きます。
電話料金はお客さま負担となります。

- このパンフレットの内容は「ON/OFF」の概要の説明です。その他の補償内容等については「自動車保険総合パンフレット」をご覧ください。
- ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」）をご用意しておりますので、必ずお読みください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しないときは、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、ただちに取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20 TEL. 03-5400-6000（大代表）
<http://www.fujikasai.co.jp/>

お問い合わせは



この印刷物は環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。

16.9.20.000(F2751G) ©[D364S]